

な ら け ん

や か ん ち ゅ う が く

# 奈良県にある6つの夜間中学

Six places with junior high school evening classes in Nara

奈良県里有六所夜間中学校。

나라현에 있는 여섯 야간 부 중학교

Seis escolas ginasiais de período noturno em Nara



1

奈良市立

かすがちゅうがっこうやかんがっきゅう

春日中学校夜間学級

■学習日 月曜日～金曜日 17:30～21:00

■奈良市西木辻町 67

■0742-34-5337(奈良市教育委員会)



2

天理市立

きたちゅうがっこうやかんがっきゅう

北中学校夜間学級

■学習日 月曜日～金曜日 17:30～21:00

■天理市丹波市町 169-1

■0743-63-1001(天理市教育委員会)



3

橿原市立

うねびちゅうがっこうやかんがっきゅう

畝傍中学校夜間学級

■学習日 月曜日～金曜日 17:30～21:00

■橿原市大久保町 156

■0744-29-5912(橿原市教育委員会)



4

よしのじしゅやかんちゅうがく

吉野自主夜間中学

■学習日 月曜日・金曜日 18:00～21:00

■大淀町中央公民館  
吉野郡大淀町下淵 948

■0747-25-2661



5

せいわじしゅやかんちゅうがく

西和自主夜間中学

■学習日 火曜日・木曜日 18:00～21:00

■王寺町地域交流センター  
北葛城郡王寺町久度 2-2-1-501

■0745-74-5827-090-3284-3576



6

うだじしゅやかんちゅうがく

宇陀自主夜間中学

■学習日 月曜日 18:00～21:00

■宇陀市榛原総合センター  
宇陀市榛原萩原 2610-1

■090-6378-5931

入学を希望される方は、お住まいの市町村の教育委員会、上記連絡先、または奈良県教育委員会事務局学校教育課 (0742-27-9854) までお問い合わせください。

## 7月は「差別をなくす強調月間」です

7月の「差別をなくす強調月間」は昭和44(1969)年7月10日に「同和対策事業特別措置法」(特措法)が公布、施行されたことを記念し、基本的人権が尊重される差別のない、自由で平等な社会の実現をめざして制定されました。

昭和47(1972)年7月に、「差別をなくす週間」として始まり、昭和57(1982)年からは「差別をなくす強調月間」として人権尊重意識の普及やさまざまな人権問題の解決に取り組んでいます。

例年、県では人権啓発ポスター・標語優秀作品展や人権に関する新聞広告などを通して啓発活動を行ってきました。また、県内市町村では、人権に関する講演会や映画上映、街頭啓発などの行事を行ってきました。これからも、みなさんとともに人権の問題を自分のこととして考える取組を行っていきます。(今年度の期間中の行事については奈良県人権施策課のホームページをご覧ください。)

## 「差別をなくす強調月間」啓発ポスター



『そのままでいてほしい  
生まれてきたことを楽しむために』

「個性や能力が発揮できる社会づくり」「違いを豊かさとして認め合う多文化共生と包摂の社会づくり」「自己の存在を確かめることができる社会づくり」を推進し、「豊かな人権文化の創造」を目指す、という思いを込めました。

## 奈良県人権施策課相談窓口

人権相談窓口

TEL : 0742-27-8726  
FAX : 0742-27-8721

月曜から金曜 8 : 30 ~ 17 : 15  
(祝日・年末年始を除く)

### ◇だまって我慢していませんか？

地域社会、職場、家庭、学校など、いろいろな場所で生活する中で、「何か変だな?」「これって人権侵害?」と感じながらも、じっと我慢したり、そのままにしたりして、しんどくなることってありませんか。

「人権相談窓口」というと堅苦しく感じられるかもしれませんが、相談員がお話を伺いながら、少しでもほっとして、自分らしく日常生活を送ることができるようにお手伝いします。必要に応じて、問題解決に向けて他の相談機関を紹介したり、おつなぎしたりすることもできます。

どうぞお気軽にご利用ください。

相談は無料

秘密厳守します

来所相談OK



てんいち先生